

2021年6月22日

内閣府特命担当大臣 井上 信治 様
消費者庁長官 伊藤 明子 様
消費者委員会委員長 山本 隆司 様

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡 正子
主婦連合会	柿本 章子
東京都地域消費者団体連絡会	江木 和子
新日本婦人の会	佐久間 千絵
東京都生活協同組合連合会	秋山 純
多摩のくらしを考えるコンジュー マーズ・ネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	小浦 道子

「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」の成立に関する意見

6月9日、特定商取引法と預託法を改正する法案、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が参議院本会議において可決・成立しました。

東京消費者団体連絡センターでは、販売預託の原則禁止や、詐欺的な定期購入商法、送り付け商法への規制強化などが盛り込まれた消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」報告書に沿った法改正の実現を求め意見書を提出しました。また、法改正を後押しする取組みとして東京都生活協同組合連合会と共同で、東京都議会から国に対して改正を求める意見書提出を採択いただくようはたらきかけを行いました。今回、報告書に沿った法改正が実現できた点については評価します。

しかし、突如として盛り込まれた、消費者の承諾をもって契約書面を電磁的方法により送付することを可能とする条文については、高齢者や若年者をはじめ消費者の被害拡大が危惧されることから、条文の削除を求める意見書を提出しました。同様の意見は、全国の消費者団体、弁護士会、司法書士会、地方議会など164団体からも出されました。

衆議院消費者問題に関する特別委員会、参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会では、法案の修正を求める消費者の声を受け止めていただき契約書面の電子化の条文削除を求める議論が

行われました。契約書面の電子化の問題点として、第3者による視認の問題、書面がないことによって消費生活相談が困難になること、スマートフォン等デジタルモバイルのリテラシー格差などの諸点が両委員会において共通認識されたにもかかわらず条文から削除されなかったことは大変遺憾に思います。消費者保護という役割を担っている消費者庁は、委員会の論議を正面から受け止め書面の電子化の条文削除に応じるべきであったと考えます。

今後は、政省令にて契約書面の電子化における消費者の承諾の在り方、真の同意とは等の具体的な要件を定めるとしてあります。内容の検討にあたっては、消費者庁にて検討会を設置し消費生活相談員、弁護士等の専門家、消費者団体などを委員として含め、公開での検討の場にて時間をかけ、丁寧かつ慎重な論議を行うことを求めます。

そして、政省令が整い法律が施行された場合、書面の電子化による消費者被害の問題が明らかになった際には法律の見直しや書面の電子化の撤回がなされるべきと考えます。

最後になりましたが、平成28年度改正で積み残された課題である訪問販売や電話勧誘販売の抜本的な対応策の検討を早急に始めてください。

以上